公契約条例の制定を求める決議

長引く不況の中、公共投資は抑制され、多くの自治体において、財政健全化・行財政改革をめざし、従来自治体が担ってきた業務を民間へ開放し、経費の削減を図る取り組みが実施されてきた。これにより、財政面においては一定の成果が見られるものの、業者間の競争が激化し、下請負労働者の賃金低下、公共サービスの質の低下などが懸念されている。

この問題を解決すべく、各自治体においては、公契約条例制定に向けた取り組みが展開されており、本議会も、平成17年9月に、「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書」を、平成22年3月には、「公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書」を国会及び関係行政庁へ提出するとともに、公契約のあり方について総務財政常任委員会で調査・検討してきた。

しかし、市長は、公契約条例の制定に対し、「労働環境に係る問題は、国が法整備すべきである」という姿勢をとっており、現時点では、条例の制定に向けた取り組みは行われていない。

こういった情勢を踏まえ、本委員会は、本市の公契約をめぐる現状及び公契約条例についての調査を実施し、労働環境の保護、市内労働者の育成により、地域経済の活性化をめざすべきであり、市民に質の高いサービスを提供するためには、本市の実情に即した公契約条例の制定が必要であるという結論に達した。

よって、本議会は、執行者に対し、市内の公契約をめぐる実情を詳細に把握するための調査や先進事例の調査を実施し、さらに、これらを具体化するための審議会設置等の取り組みを進め、条例を制定することを強く求める。

以上、決議する。

平成 27 年 3 月 25 日